

(注)本案件は外務省評価案件です。

本評価票は外務省のホームページにて公開されている2005年度の無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成17年度)に掲載されている個別事後評価です。

無償資金協力に係わる事後評価票

担当公館名：在ウガンダ日本国大使館	
国名：ウガンダ共和国	案件名：第一次地方給水計画（2/2期）
E/N署名日：1999年5月20日	供与限度額：26.59億円
先方実施機関：天然資源省（現・水土地資源開発省）水資源開発局	完工日：2002年1月25日
他の関連協力：	
1. 案件の目的	給水率の低い地方部において井戸を掘削することで給水事情を改善するとともに、より清潔で安全な水の供給によって地方に蔓延する水因性疾患の減少を図る。また、水汲みは女性及び子供が主な担い手であるところ、給水状況を改善することで女性の生産活動への参加機会及び子供の教育機会向上を図る。
2. 案件の内容	ウガンダ国内でも給水状況が最低水準にある同国中西部のムピジ（給水率12%）、ムベンデ（同19%）及びギボガ（同11%）の3県231村落（受益人口約143,000人）で深井戸435ヶ所及び給水施設1ヶ所を建設する（ただ、対象地域が広大であること等から、今回は旧ムピジ県ワキソ郡（現ワキソ県）を対象とし、同県の深井戸7ヶ所を視察した）。
3. 案件の妥当性	全般的評価：A 詳細評価：我が国の対ウガンダ援助は、①人的資源開発、②基礎生活支援、③農業開発、④経済基礎インフラ支援、の4分野に重点を置いて進められてきた。本案件はこれらのうち、②及び④にあてはまり、我が国の援助方針とも合致する。 ウガンダ側においては1991年、地方給水の改善を目標とした地方給水国家プログラムが策定されている。また、90年代後半以降の同国の包括的国家開発戦略となった「PEAP（貧困撲滅行動計画）」においても、給水設備の整備は「人間開発」分野における開発課題の一つに位置付けられている。また、清潔で安全な水の供給という点では保健・衛生状況の改善に、水汲み労働に係わる女性の負担軽減という点ではジェンダー問題（ともにPEAPの関心事項）の改善にもそれぞれ寄与し得る。 さらに、本案件の対象地域となった地方は、ウガンダ国内においても給水状況が最低水準にあり、受益人口は143,000人に上るなど、現地でのニーズも高いといえる。
4. 施設／機材の適切性・効率性	全般的評価：A 詳細評価：供与資機材については、先方実施機関側の能力、地元住民による適切な維持管理の便を十分に考慮の上選択された。県の水管理担当者によると、本案件により同県内で建設された井戸は61本あるが、ほとんどは正常に機能しており、機材の不調等で使用できなくなっているものは数本程度とのことである。

<p>5. 効果の発現状況 (有効性)</p>	<p>全般的評価：A 詳細評価：基本設計調査では、受益人口 143,000 人が 20ℓ /日の安全な水を 1.5km の距離から安定的に確保でき、対象 3 県の吸水率が 1994 年の 16%から 24%に向上するとしていた。ワキソ県水当局者によると、現在同県の給水率は都市部で 67%、村落部で 56%となり、当初の想定を大きく上回った効果を発現している。同県における井戸一本あたりの利用者数は、地域によっても異なるが、平均約 400 人～600 人程度であり、午後 4 時から同 7 時頃までの時間帯に水を汲む人々が集中している。</p>
<p>6. インパクト (波及効果)</p>	<p>全般的評価：A 詳細評価：県当局者によると、清潔な水が供給されるようになったことで、下痢、皮膚病など水因性の病気の罹患状況が改善された。こうした効果は、特に子供達の間で顕著に見られるという。また、以前は遠隔地の川や湧水池に水を汲みに行かなければならず、労力、時間の面で負担が大きかったが、現在は子供たちが通学時に空のポリタンクを携行し、下校時に井戸に立ち寄って水を汲んでそのまま帰宅することができるようになる等、水汲み労働の負担が軽減された。また、20ℓ あたり 100～150 シリングで水汲みを代行し、自転車で自宅まで届けるという商売も生まれているなど、経済効果ももたらしている。</p>
<p>7. 自立発展性・さらなる改善の余地</p>	<p>全般的評価：B 詳細評価：当方より供与した施設に関しては、概ね適切で問題はないと思われるが、先方の使用法、管理体制等には問題が少なからずあり、改善の余地は多い。日本が供与した機材は耐用年数が数年以上あるが、使用方法の乱暴さやメンテナンスにあたる技術者の未熟さ等もあり、供与された一部のポンプについては、2カ月に一回の割合で不具合が生じている（パイプの接合部が緩む、ピストンがきしむ等）。ある村で視察した井戸は、ポンプが機能しなくなって数ヶ月以上放置されているが、県、管理組合の話では、補修にあたっていた技術者が不注意からパイプを井戸の底に落としてしまい、引き上げることができずにそのまま放置されているという。</p> <p>井戸の維持管理は、利用者住民の代表によって構成される管理組合が第一義的責任を負っており、同組合が利用者から 500～3,000 シリング/月（30～180 円）の管理費を徴収し、故障の際の修理費等にあてている。管理組合で対応できないレベルの故障・事故については地元地方政府の水管理部門が、そこでも対応できない場合には中央政府の水開発局がそれぞれ対応する。しかし、修理に多額の金額がかかる場合、県、中央レベルでも財政的理由から対応できないのが実情という。また、当地 JICA 事務所の水専門家によると、大きな故障が起きても管理組合が地方政府に通報せず故障が放置される例もある。これは、地方政府と管理組合とのコミュニケーションが円滑ではないことや、管理組合に当事者意識が希薄で事実上機能していないことなどが原因とみられる。さらに、管理組合と井戸の利用者との間の信頼関係も必ずしも十分ではなく、管理費不払いのため管理組合が有名無実化している地域も少なからずある。</p>

	<p>こうした地域では、住民の有志が個人で管理にあっている例もあり、故障の際には個人で修理費を負担し、後で利用者から費用を回収しているという。しかし、この場合にも修理費の支払い拒否者は少なくなく、こうした対応には限界がある。今後、施設の老朽化が進み、井戸の故障が多発するようになれば、こうした問題が一挙に顕在化してくるおそれもある。</p>
(1) 対応方針	<p>井戸に落ちたパイプについては、パイプを引き上げるか、新たにパイプを購入するか、大使館から水土地資源開発省に申し入れる予定。また、管理組合メンバーに対する技術面での指導強化だけでなく、当事者意識を高めるための啓発活動を行い、維持管理の徹底を行う。</p>
(2) 対応方針理由	<p>問題の原因の多くは、被供与者側の当事者意識の希薄さ、維持管理に必要な技術水準の低さ、修理機材の不備等にあるとみられるため。</p>
8. 広報効果（ビジビリティー）	<p>全般的評価：B＋ 詳細評価：視察した井戸のポンプにはいずれも日本の支援で設置されたものであることが英語で記述されていた。地元住民たちにはこれらの井戸は「日本の井戸」とよばれており、日本の支援によって設置されたことは住民たちの間に広く浸透している様子が窺えた。</p>
9. 被援助国による評価	<p>ウガンダ政府は、自国の貧困削減には安全・衛生的な水の供給が重要であるとしており、90年代半ばに「2000年までに地方住民の75%が20ℓ/人・日の安全な水を1.5kmの範囲で確保する」ことを目標とする地方給水国家プログラムを策定した。右プログラムに対しては、UNICEF、デンマークの援助機関等も協力したが、財政的理由からいまだに目標を達成するには至っていない。同国水土地資源開発省は、同分野への我が国の協力を「的を射たもの」として高く評価している。また、本案件の工事がスケジュール通りに進められた点についても高く評価している。ワキソ県においては、水資源開発のために中央政府から7億シリング（約4,200万円）、また、英国の国際NGOであるWater Aideから5,000万シリング（約300万円）の支援を受けてきたが、日本による支援額はこれらに比べて圧倒的であり、県としても高く評価している由。さらに、地元住民からも「良質の水が得られるようになった」、「水源が近くなった」等の利点が挙げられており、建設された井戸は地元住民にとって重要な水源となっている様子が窺えた。</p>
10. 提言・教訓	<p>上記7. においても述べたとおり、問題の多くは供与された施設にではなく、むしろ被供与者側にあるといえる。技術面や財政面での援助だけではなく、被供与者側の当事者意識、オーナーシップの啓発、向上に資するような援助の在り方を考えていく必要がある。</p>
11. その他	<p>特になし</p>